

## 一括交付金化に関する指定都市市長会の意見

先に行われた第7回地域主権戦略会議において、一括交付金化に関する各府省の考え方が示されたが、その内容は、地方向け補助金等における投資関係3.3兆円のうち、一括交付金化の対象と分類されたものが、現時点で28億円と極めて不十分であり、地域主権戦略大綱の趣旨に反するものと言わざるを得ない。

また、制度設計にあたっては、「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」を参考とする考え方が示されたが、この交付金は、地方の自由度の拡大に資する点や簡素な手続き等は評価できるものの、その配分については、財政力指数等により交付額が調整される仕組みとなっていたことから、一括交付金で地方公共団体間の財政調整が行われる懸念がある。

今後の一括交付金の制度設計にあたっては、地域主権戦略会議の議論を踏まえ、将来の税源移譲を見据えた地方にとって自由度の高い制度とするとともに、指定都市市長会の意見を十分反映したものとするよう、次のとおり要請する。

- 1 一括交付金化は、地方の自由度を高め、地域の知恵と創意が生かされる制度とすることが目的であり、国の財源捻出を目的とした総額の縮減は決して行わないこと。
- 2 一括交付金の対象範囲は、地域主権戦略大綱のとおり最大限広くとり、府省の枠を超えた一つの大きな「一括」の交付金とすること。
- 3 一括交付金の配分に当たっては、地方公共団体間の財政調整機能は地方交付税の役割であることから、一括交付金にその機能を負わせることなく、人口等の客観的指標を原則としつつ、大都市の財政需要や権能差、地域の特性を反映した上で、各団体の施策・事業の必要額を十分に確保すること。
- 4 地方公共団体の予算編成に支障を来たさないよう、早急に具体的制度設計を行うこと。

平成22年10月27日

指定都市市長会